

# 委員長報告から

## 総務常任委員会

委員から、県央広域本部・防災センター合築庁舎の整備について、庁舎の2階、3階の県央広域本部の会議室は、大規模災害時には防災センターの施設として使用されるようだが、これだけのスペースを確保するに至ったのは、どういう理由かとの質疑があり、執行部から、県央広域本部の従来の面積と、熊本地震の経験や他県の事例調査等から必要と判断された防災センターの面積約6,600㎡を合わせると約14,000㎡となるが、それを合築によりできる限り共有化し、約4,000㎡の面積を圧縮するとともに、防災センターの必要分を確保したものであるとの答弁がありました。

関連して、委員から、熊本地震や豪雨災害などの経験を踏まえ、しっかりしたものを造ってほしいと願っているが、今後、想定外のことが起きる可能性もあるため、変更が必要であれば、十分検討して対応してほしいが、どのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、内容を十分に精査しながら進めている、今後変更が必要となった場合には、適宜、議会にも報告しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇くまもと空港アクセス整備について、事業期間はどれくらいになるのかとの質疑があり、執行部から、工期は6年程度を見込んでいるが、工事前の事業化の判断、事業計画の策定、環境アセスメント、鉄道事業の許認可等の手続を含めると、一般的にはおおむね10年以上かかると想定されるとの答弁がありました。

さらに、委員から、10年もかかるのであれば長期的な視点で考える必要がある、直通乗り入れが実現すれば、乗り換え時間が短縮され、利便性も高まると考えられるため、今後検討していく必要があるのではないか、また、BRTの費用についても、今後、有識者会議で検討すべきと思うがどうかとの質疑があり、執行部から、まずは、継続調査に取り組んでいくが、将来的な直通乗り入れの可能性についてもしっかり研究していきたい、また、BRTについても、有識者会議の場で議論していく予定であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、検討ルート付近の農業や地下水への影響はどの程度検討されているのかとの質疑があり、執行部から、現在、詳細調査を行っている状況であり、農家の方への具体的な説明を行うかなり前の段階である、また、地下水については、調査結果を踏まえて、今後、事業化の決定、環境アセスメント、鉄道事業の許認可と進んでいくプロセスの中で、環境関係の法令に適合するかどうかチェックしていくとの答弁がありました。

次に、委員から、県職員の定員管理の基本方針について、県の業務が細分化し、職員の負担もかなり増えていると思うので、適切に実態を把握し管理を行うとともに基本方針に合わせて熊本県職員定数条例の見直しについても検討してほしいとの要望がありました。

## 厚生常任委員会

委員から、PCR検査センターを4カ所増やすことにより、検査可能件数はどれだけ増えるのかとの質疑があり、執行部から、4カ所増やすことで検査可能件数は最低でも50検体分増えると想定

しており、県全体で 234 検体プラスアルファの検査が可能となるとの答弁がありました。

また、委員から、PCR 検査を今後増やしていく中で試薬はどの程度確保していく予定なのかとの質疑があり、執行部から、現時点では定期的に試薬の入手が可能となっているが、第 2 波を想定して今後も入手できるときに備蓄を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、第 2 波が来れば濃厚接触者だけでなく、リスクがある方の検査も含めて多くの PCR 検査が必要となるため、ぜひ試薬の備蓄をお願いしたい、また、検査機器もスムーズに納入されるよう取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関における人工呼吸器等設備の整備については、どのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、人工呼吸器等設備の整備については、協力医療機関等に照会し必要額を 5 月の専決処分で計上している、操作するマンパワーの確保も課題となるので、医療機関側から要請があれば、直ちに整備できるよう準備しているとの答弁がありました。

次に、委員から、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業について、簡易陰圧装置の設置にはどのような整備が必要となるのか、また、どの程度の需要を見込んでいるのかとの質疑があり、執行部から、200 万円程度で購入できる簡易陰圧装置付きの高性能の空気清浄機を設置することで対応可能と考えている、また、今回予算計上しているのは、全施設に照会し要望のあった 30 施設分であるとの答弁がありました。

次に、委員から、「新型コロナウイルス困りごと支援事業」については、1 団体当たりどのくらいの支援額を想定しているのかとの質疑があり、執行部から、例えば、ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭福祉協議会への支援というように、広く団体活動への支援を想定しており、広く関係団体のニーズを聞きながら検討していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、ひとり親家庭や生活困窮者等は、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失っている人が多いので、しっかりと手当してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、生活福祉資金特例貸付の緊急小口資金貸付について、過去に滞納がある方については不承認という機械的な判断ではなくなったと聞いているが、どのような状況かとの質疑があり、執行部から、当初は滞納の状況により機械的に判断していたが、数度の見直しを経て、現在は資金の使途、必要性及び償還能力等を総合的に審査して、個々に貸付の可否を判断しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、滞納を理由に貸付を断っている例がまだあると聞いているので、今一度確認して、総合的に判断して対応していただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、生活保護の申請が増えていると聞くが、県内の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、熊本市を除き 4 月、5 月の 2 カ月間の保護申請件数は、前年同時期と比べて、約 10% 増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、ますます困窮する方が増えていくと思われるので、寄り添った対応をお願いしたいとの要望がありました。

## 経済環境常任委員会

委員から、新型コロナウイルス感染症に関連する差別的な発言や扱い、ネットによる誹謗中傷など、不適切な事例への対応について、第2波、第3波を見据え、どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、感染者等をサポートする専用の相談窓口を設置し対応しているほか、感染事例が発生した保健所や関係市町村には、人権同和政策課の職員を直接派遣し、状況の把握などを行っており、今後も発生した場合は同様の取組みを行うこととしている。また、ネット上の誹謗中傷の書き込み防止については、県民に正しい情報や知識に基づき冷静な判断や行動をしていたためための広報・啓発を今後も継続していくとの答弁がありました。

関連して、委員から、誹謗中傷等の未然防止のための情報発信は、積極的に実施してもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談対応について、どのような強化をしようとしているのかとの質疑があり、執行部から、消費生活相談が、昨年同時期の約1.4倍に増えていることから、相談員を1名増員するほか、相談内容も高度化していることから、専門相談アドバイザーによる相談員への助言や指導を、週1回から週3回に増やすなどを計画しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県民は、第2波、第3波の不安の中で、新しい生活様式での生活を強いられることになり、様々な相談が増えてくると思うので、関係組織が連携すべきところは連携しながら、庁内一体となって取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、サプライチェーンの国内回帰への支援など、県として、今後どのような戦略で企業誘致に取り組むのか。また、知事が目指しておられる「知の集積」の現状はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、サプライチェーンの国内回帰の流れを県内へ呼び込むため、企業立地促進補助金の補助率を2倍にして取り組むこととしている。さらに、コロナ禍の影響で企業も本社機能の分散化などを進めており、東京事務所や大阪事務所と連携しながら、効果的に首都圏からのオフィス誘致などを進めていきたい。また、「知の集積」については、昨年度10件以上のIT企業を誘致しており、今年度も東京のIT企業が研究開発拠点を県内に置く予定であり、さらに取組みを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県の事業継続支援金について、ありがたい施策だが、申請数255件、支払件数が25件と少なく、予算が残っている状況であり、一方で、国の持続化給付金の支給額は事業継続支援金の10倍であり、第2波、第3波がきた場合には、売上減少率が5割以上になる可能性もあることから、県への申請を控えておられる方もいらっしゃるかもしれないので、事業継続支援金については金額を上げたほうが使い勝手が良くなるのではないかと思うがどうかとの質疑があり、執行部から、事業継続支援金については、見込んでいた申請件数の約1%で、かなり低い申請状況であるが、申請期間が来年1月15日までであることや前年同月比の対象月が今年の1月～12月であるため、毎月の売上状況を見ながら申請を検討されているものと思われる。事業内容の見直しについては、コロナの影響で苦しんでおられる県内の事業者の方々が事業を継続していただけるような支援を、どのような方々に講じていくべきか、様々な観点から検討していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、休業要請協力金についても、対象者を増やし、より多くの県民の方、事業者が対象になるように検討していただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症対策分の地域観光再生強化事業について、どのような内容を実施するののかとの質疑があり、執行部から、地域観光再生強化事業は、5つの内容で構成されており、第1に宿泊施設が実施する感染防止対策の強化や、地産地消メニューの開発への助成、第2に本県の観光情報等の広報をウェブ上で行うデジタルマーケティング、第3に民間事業者がコロナ禍において新たに取る観光商品・メニュー開発等に対する助成、第4に地域の観光地域づくり団体等が地域の皆様と一緒に進む誘客のための旅行商品づくりへの助成、第5に阿蘇地域において、顔認証技術による決済、予約管理システムの開発等を予定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、コロナ禍の中で、観光業が大打撃を受けているが、6月19日から県境をまたいだ移動ができるということなので、新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動のベストバランスを保ちながら、出来るだけ早くしっかり取り組んでいただきたいとの要望がありました。

## 農林水産常任委員会

委員から、国の持続化給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方を対象とする制度であるが、影響が出ていないにもかかわらず、受給した方がいるという話を聞いており、影響を受けた方を迅速に支援するため、国が申請方法を簡素化して実施しているのに、それを悪用する事例が増えれば最終的には制度が崩壊しかねないと危惧している。農業県熊本として、そのようなことがまん延しないことを願っているが、県としては、どのように考えるのかとの質疑があり、執行部から、当該給付金は国が直接執行しており、県において申請内容を把握・判断することはできないが、国会において、会計検査院は緊急性がある事業についても、事業の本来の主旨に沿わないものや、いわゆる便乗的なものについては、執行官庁も含め、事後的にしっかりと検証する必要があると説明している。県としても、全国有数の農林水産物の供給県としてのブランドに傷がつかないように、本県の農林水産業を守る観点から、広域本部・地域振興局を通じて注意喚起を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、多様な人材による援農・就農支援事業について、新型コロナウイルス感染拡大による人手不足の解消を図る事業とのことだが、どのようなところで人手不足が発生しているのか。また、将来の農業生産を支える人材の育成のための研修に必要な機械、設備を導入する事業とのことだが、どのような内容かとの質疑があり、執行部から、人手不足は、現時点において、本県では、大きな影響は出ていないが、全国的には外国人材において顕著になっている。今回の事業は、将来の農業を担う人材の研修のために、農業大学校やJ A等の認定研修機関が行う研修に必要な機械等の導入を支援するものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業について、鳥獣被害のことは議会のたびに議員が取り上げている問題であるが、現在、その抑え込みは成功しているのかとの質疑があり、執行部から、鳥獣被害については、最新の公表値である平成30年度で農作物の被害額は約4億

4,000万円であり、年度ごとに増減はあるが傾向的には漸減状態となっている。対策が成功しているかについては評価が難しく、県としては、有害鳥獣のひそみ場をなくし、侵入防止柵で囲い、捕獲の補助を行うなど、様々な対策を行っているが、まだ全てが解決している状況ではなく、継続して対策を講じているところである。また、国に対しても、捕獲者の努力に報いるよう捕獲単価を上げるよう要望を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、県産牛肉等学校給食提供推進事業等について、県産牛肉、水産物を小学校等の給食に出すことは、非常にいいことだと思うが、今回の事業では、提供する食材のグレードを上げるのか、あるいは量を増やすということかとの質疑があり、執行部から、当事業の実施に当たり、学校給食の調査を行ったが、学校給食の1食当たりの経費は、二百数十円と非常に安く抑えられており、県産の和牛や水産物では単価が合わず、自治体の補助がある場合を除き、ほぼ使われていない。今回の事業では、1食当たり、肉であれば100グラム1,000円、水産物においては、養殖マダイであれば100グラム250円を上限として補助が出せるため、普段は提供できない食材を子どもたちに食べさせられると学校給食担当者から喜ばれているとの答弁がありました。

次に、委員から、馬肉生産緊急支援事業について、今回のコロナ禍で飲食店は軒並み営業できず、馬肉も相当なダメージを受けたと容易に想像がつく。馬肉は、熊本特有の食文化であり、これを維持、発展させていくことは、事業者だけが頑張っても難しいと感じているが、今回の事業の実施に当たり、県としては、食文化と絡めてどのように考えているかとの質疑があり、執行部から、今回の事業は馬肉消費の7割を占める外食需要がなくなり、大打撃を受けている中、馬の屠畜ができなくなり、肥育にも影響を及ぼすことから、屠畜後、冷凍保存を行うことで生産流通体制の維持を図るものである。県としては、県内で馬刺しが食べられないということになると、日本の馬肉文化はなくなると考えており、馬肉に対する国庫支援制度がない中において、県で何とか守らなければと考え、専決で対応させていただいたとの答弁がありました。

関連して、委員から、馬刺し等の熊本が守っていくべき固有の食文化について、何らかの位置付けをお考えいただきたいとの要望がありました。

続けて、委員から、県産の黒毛和牛について、肉質は他県に負けていないが、統一ブランドがなくブランド力で劣るため、市場では、同じ品質でも安く取り引きされている。これは、生産団体が複数あり、これらをまとめられないのが課題であり、県においては、統一ブランド化に向けて状況分析、原因分析を行い、関係者の調整をしていただきたいと考えるがどうかとの質疑があり、執行部から、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により牛肉価格も低下しているが、本県は全国第4位の肉用牛の生産地であり、これからの反転攻勢に向けて、積極的に売り込んでいく必要がある時期と考えており、こうした思いは畜産関係者も同じと思っている。GI登録されているくまもとあか牛と同様に、黒毛和牛もブランド化し、統一的な名称で全国展開できるよう、関係団体で構成する「県産牛肉消費拡大推進協議会」において課題等を洗い出し、今年度中に取り組み方針等を決めるなど、しっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

## 建設常任委員会

委員から、新型コロナの影響により県の公共事業の発注に遅れが出ないか懸念しているが、現在の発注状況はどうなっているか、また、今後、国の補正予算が出てきた場合等にどう取り組むのかとの質疑があり、執行部から、上半期の執行予算は確保しており、切れ目のない発注に努めていく、今後、県経済を下支えするという使命感を持って執行体制をきちんととりながら、次の国の補正予算等にも備えていくとの答弁がありました。

次に、委員から、予算の繰越しについて繰り越した額が多い場合は予算額を圧縮されるなど、次の補正予算または当初予算の確保に影響するのかなどの質疑があり、執行部から、公共投資は県民の安全安心の観点から必要な予算が多いため、財政当局としっかりと話をしながら予算確保に向け取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、土砂災害警戒避難対策事業費について危険区域からの移転を促進する事業だが、移転対象戸数はどれくらいか、また、本来は梅雨などの災害時期に入る前に前倒しで移転してもらうことにより、災害から逃れることになる事業だと思うがどうかとの質疑があり、執行部から、本事業により補助する移転費用等は1戸当たり上限で300万円までであり、県内にはレッドゾーン内に1万9,000戸の家があるため、これを移転するのは時間がかかるのに加え、今の場所で住みたいと望む方もいるため、家を建て直すタイミングに合わせて移転してもらうことになる、また、災害を防御できる家に補強する予算もあるので、その予算も利用していただきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、道路管理瑕疵の損害賠償について、民地からの倒木による事故で県だけが賠償しているが、事故の原因となった木や竹が生えていた民地の所有者には責任はないのかなどの質疑があり、執行部から、一義的には、民地の所有者に責任はあるが事故の危険性が高い場合などは、過去の判例等から道路管理者である県が賠償を行っている、県としては木や竹の所有者に対し、リーフレット等により適切な管理の啓発を行っているが、道路パトロールも含め対応を強化していくとの答弁がありました。

次に、委員から、白川の河川改修事業費について熊本市の白川の大甲橋付近は土砂が埋まっているがその掘削の費用も含まれているのかなどの質疑があり、執行部から、河川改修事業費は橋梁の架け替えや護岸を整備するなどの費用であり、掘削の費用は河川掘削事業費に含まれる、大甲橋付近は国管理区間のため国が行うことになるとの答弁がありました。

次に、委員から、公営住宅ストック総合改善事業費について、今回の補正予算の対象となる県営住宅の箇所はどこでどのような改修を行うのかなどの質疑があり、執行部から、今年度は東本町団地と武蔵ヶ丘団地を予定しており、住居内のトイレや浴槽の改修、段差の解消、手すりの設置など、入居者の安全や良好な住環境の確保のための整備などを行うとの答弁がありました。

## 教育警察常任委員会

委員から、県立学校におけるICT環境整備について、義務教育課程を含め、全国各地で一斉に

導入に向けて動いているが、端末が確保できる見込みはあるのかとの質疑があり、執行部から、国があらかじめメーカーに対して端末の仕様を示し、台数も含めた依頼をしており、メーカー側でも対応できるよう準備を進めていると聞いている、との答弁がありました。

さらに、委員から、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波をどう乗り切るのが大事なもので端末を確保するだけでなく、運用の仕方や教職員のICT活用について研究していく必要がある、執行部から、あらゆることを想定しながら進めていかなければならないと思っているが、感染者が発生した学校のみを休校とした北九州市の対応等も参考に感染者が発生した場合の対応について検討を進めたい、との答弁がありました。

次に委員から、家庭教育支援の推進上の課題として、イベントや研修の開催が難しい状況にあるため、情報や広報物の配布を工夫する必要があるとされているが、コロナ対策等に不安を感じている保護者やひとり親家庭の保護者に対して、どのように情報発信を行っていくのか、との質疑があり、執行部から、本年度の取り組みとして、「親の学び」講座の動画を収録してインターネットでの配信を予定している。また、保護者と双方向のやりとりができるように、オンラインを使った「親の学び」講座の計画を進めている。さらに、保護者の心配事等を解消できるように、寄せられた相談等をQ&A形式にして、県、県教育委員会、県PTA連合会のホームページに掲載している、との答弁がありました。

次に委員から、今回の長期休校で家庭の教育力が、学力や子供の育ちに大きく影響するのではないかと考えており、休校中の家庭の過ごし方を情報収集、分析して、家庭教育の重要性を伝える必要があると思うがどうか、との質疑があり、執行部から、現在小中高生を対象に心配事や不安などのアンケート調査を実施しており、こういった情報をしっかり把握した上で、児童生徒のケアをしっかり行い、家庭教育支援に当たっていく、との答弁がなされました。

次に委員から、高校総体や中体連の大会等の中止に伴い、子どもたちにも落胆が広がっている。代替大会の開催も検討されているようだが、中学生、高校生の最後の晴れ舞台を、ぜひ、作ってもらいたいし、必要な予算があれば早急に対応をお願いしたいがどうか、との質疑がなされ、執行部から、関係団体に対して、特に最終学年の活躍の場の創出を依頼し、各団体で代替大会の計画が進んでいる。また、国から示された表彰制度や事業補助についても、最大限活用して実施したい、との答弁がありました。